# 建設産業の活性化に向けた方策(「静岡県建設産業ビジョン」)に関するフォローアップのまとめ(平成23年11月~平成26年8月)

平成23年2月、知事から「建設産業の活性化に向けた方策について」諮問を受け、審議・検討を重ね、同年11月、「静岡県建設産業ビジョン」(以下、「ビジョン」という。)を取りまとめ、知事に答申した。

その後は、ビジョンに掲げられた方策について、行政及び企業の取組状況を審議するフォローアップを行った。

ビジョンの作成から、約3年が経過し、方策に対する取組状況を踏まえ、課題を整理し、今後の方向性等について審議し、以下のとおり、フォローアップのまとめを行った。

## 1 過剰供給構造の是正

## (1) 現状

建設産業の過剰供給構造の是正のためには、不良不適格業者の排除に取り組む必要がある。 特に、社会保険の未加入は、就労者の雇用環境を悪化させるとともに、若年者の入職減少の大きな要因である。また、適正に法定福利費を負担している企業が、価格競争の上で不利になるといった矛盾が生じている。

# (2) 取組状況

行政では、平成24年度から、建設業許可更新時等に社会保険加入状況の確認を行うとともに、社会保険未加入企業に対して文書による指導を行い、指導後においても未加入の場合は、社会保険担当部局に通報を行っている。また、平成26年度(平成26年11月定期申請)から、建設工事競争入札参加資格の認定要件に社会保険加入を追加し、県の発注する工事から社会保険未加入企業の排除を行う。

企業では、(一社) 静岡県建設業協会において、「社会保険加入促進計画(平成24年度、(一社)全国建設業協会策定)」に従い、社会保険加入状況記載欄を設けた「全建統一様式」(施工体制台帳等)を静岡県建設事業協同組合連合会で販売する等、社会保険加入促進をを図っている。なお、同協会では会員企業のすべてが社会保険に加入している。

#### (3) 課題

元請負企業については社会保険の加入が進んでいるが、下請負企業については未加入の 割合が大きく、検討すべき課題である。

- ア 社会保険未加入企業と下請負契約をする元請負企業に対し、下請負企業の社会保険加入について指導の徹底を図る必要がある。
- イ 下請負企業も含めた全企業の社会保険加入は、一つの指針として、とても良いことであるが、経営が厳しい零細な下請負企業にとっては、社会保険の加入費用は大きな負担であるため、社会保険加入の徹底は、限られた企業以外に工事の受注ができなくなり、零細企業の淘汰を引き起こす可能性もある。

## 2 建設産業の再生

## (1) 現状

建設産業の再生のためには、企業が経営と技術を磨き、県民に信頼されることを目指す とともに、行政はその取組を支援する必要がある。

若年技術者が減少し、高齢化が進んでいるため、公共工事の品質確保や災害時対応の担い手としての技術者の不足が懸念されている。

## (2) 取組状況

行政では、合併や新分野進出に関する補助金制度を創設し、経営基盤の強化に向けた取組を支援している。また、行政と民間の若手技術職員を対象として、現場での職務遂行能力を向上させるため、OJTモデル工事研修を実施している。

企業では、(一社) 静岡県建設産業団体連合会において、県からの受託事業として経営講習会を開催するとともに、県主催の技術講習会等への参加を企業に呼びかけている。また、(一社) 静岡県建設業協会において、高校生を対象とした「専門高校生サマー体験学習」や「建設論文の募集」を行うとともに、インターンシップ促進のため、学生を受け入れた企業に対し、経費の一部を助成している。

## (3) 課題

補助金制度の申請件数や研修の参加人数は予定数を下回っており、支援の内容等について改善する余地がある。技術者の不足は、若年者の建設産業への入職促進や育成についての企業の取組、及び行政の支援が課題である。

- ア 建設産業への支援については、企業へのヒアリング等を行い、期待する支援内容を把握し、建設産業の魅力を高める施策を行う必要がある。
- イ インターンシップ制度は、学生が建設産業を身近に感じることができる機会を提供するものであり、同制度の活用促進は評価できる。
- ウ 最近の土木系学科の学生は、勤務条件や建設産業の将来性等を理由に、企業よりも官 庁等に就職する者が多い。賃金の引上げや週休2日制の導入等の労働条件の改善を図る とともに、将来のキャリア形成が可能となるような建設産業の継続的な発展が重要であ る。
- エ 女性を含む若年者の建設産業への入職を促進するとともに、離職を防ぐことも重要である。教育機関と連携して、教師や学生が、建設産業の仕事内容について、知る機会を 提供する必要がある。
- オ 地域住民の生活を支える社会基盤の整備や災害時対応の担い手として活躍する建設産業の役割を県民に知ってもらうため、建設産業の魅力をPRする広報活動が必要である。
- カ 「若年者が、建設産業の役割を理解し、魅力を感じ、地域のために働きたいとして、 企業に就職する。」というプロセスが、人材の確保・育成には大事である。
- キ 行政は、経営と技術に優れた「ビジネス経営体」を伸ばしていく施策を検討すべきで ある。

# 3 入札・契約制度の改善

## (1) 現状

技術力と経営力の向上に努め、地域に貢献する企業を正当に評価するとともに、公正な競争環境を確保することが重要である。

平成26年6月、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(「品確法」)が改正された。 新たに、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が法律の目的として追加されるとともに、同法の基本理念に基づく発注者及び受注者の責務が明確化された。

## (2) 取組状況

価格とともに、技術力や企業の社会性を評価する総合評価方式による入札の拡大を進めている。特に、評価の対象について、平成23年度から雇用の確保、平成24年度から災害協定に基づく活動実績等、平成26年度から災害時の事業継続計画(BCP)の作成及び建設機械の保有等に拡充し、地域に貢献する企業への評価の拡大を行っている。

過度な低価格入札の抑止を図るため、低入札価格調査制度の対象拡大、調査基準価格の引 上げ、契約しない基準価格の引上げ等を行い、品質の確保を図っている。

設計変更において受発注者が対等な立場で合意し、契約を締結するための「設計変更ガイドライン」の策定、談合行為等の不正行為に対する入札参加停止措置の加重、建設業法遵守のための説明会の開催等、公正な競争環境の確保に努めている。

## (3) 課題

「品確法」の改正により、担い手の育成・確保への発注者責務が追加されたが、入札契約制度にどのように盛り込むかが課題である。

地域維持事業に関する地域の企業への包括発注、複数年契約等の新しい入札契約制度の導入、及び入札不調の増加への対応について、検討すべき課題である。

- ア 入札契約制度は、「品確法」の改正を踏まえ、見直しをする必要がある。その中でも、 多様な入札契約制度の導入、とりわけ地域の建設業・建設関連業と関わりの深い維持 修繕の工事・設計に関する入札契約の方式について、新たな取組を積極的に検討すべ きである。
- イ 地域に貢献する企業を評価する総合評価方式による入札の拡大、及び低入札価格調 査制度の改正(調査基準価格の引上げ等)等のダンピング対策の取組は評価できる。
- ウ 担い手の育成・確保のため、入札において、給与アップ率、研修回数等の給与水準 や人材育成面での取組を評価の対象に含めることを検討すべきである。
- エ 入札不調の増加は、材料費や労務費が大きく上昇している中で、積算単価が市場単価と整合していないことが原因であり、積算単価の機動的な改定が必要である。また、実際の工事の施工は、受注者が多くの下請負企業と契約を締結し施工しているが、積算価格は受注者がすべての工事を施工することを前提として算出されているため、実情に合わせた積算方法の見直しが必要である。
- オ 下請負企業の厳しい経営状況は、重層的下請構造が原因であり、下請負次数の制限の 検討や適正な下請負契約の確保が重要である。

## 4 災害時対応力の向上

## (1) 現状

本県では、南海トラフ巨大地震や東海地震の発生が危惧されており、東日本大震災の教訓を踏まえ、行政と企業や建設関連団体との間で災害協定を締結し、出動要請・応諾の訓練等を実施している。

企業や建設関連団体も、県民の安全・安心を守る重要な役割を担っていることから、災害時対応力の向上を図る必要がある。

# (2) 取組状況

各土木事務所と管内の企業が連携して初動体制を強化するため、出動要請・応諾訓練、 被災箇所報告訓練等を実施している。

「道路防災総点検」等の結果から危険箇所を地図にまとめ、企業と情報の共有化を図る とともに、訓練結果を踏まえ、大規模災害時の確実な情報伝達体制の活動要領を定めるほ か、各土木事務所と建設関連団体間で意見交換を実施している。

(一社)静岡県建設業協会は、防災上重要な役割を担う団体として、平成25年5月に、 災害対策基本法に規定される「指定地方公共機関」に指定され、また協会会長は同法の規 定に基づく「静岡県防災会議委員」に任命され、県地域防災計画にも位置付けられた。

# (3) 課題

実効性の高い災害応急体制を構築するため、行政と企業及び建設関連団体との一層の連携強化を図り、危険箇所をまとめた地図や情報伝達体制の活動要領について訓練を通じた検証を行う等、更なる災害時対応力の向上が重要である。

企業が、事業継続計画(BCP)を作成し、常に活動できる人員や建設機械等を確保する等、災害時における迅速な復旧活動のための体制を整備することが課題である。

- ア 非常時の行動計画を策定し、内容を継続的に改定するとともに、同計画に基づく訓練等について、十木事務所を核として行うことを検討すべきである。
- イ 業種ごとに標準的なBCPのひな形を作成し、そのひな形を使いこなしてBCP構築を支援するアドバイザーが養成できれば、建設産業のBCP作成も短期間で進むと考える。
- ウ 災害時は、地域の企業が率先して復旧工事等を行わなければならない。企業が、平常時において、技術者や建設機械が確保されている等、安定した経営状態を維持することが重要であり、県もそのための支援を行うことが必要である。
- エ 建設機械の保有コストは企業にとって負担が重い。複数の企業で構成される事業協同組合や、県(十木事務所)で保有することも検討すべきである。

# 5 総括

「静岡県建設産業ビジョン」は、同時期に作成された国土交通省の「建設産業の再生と発展のための方策 2011」に掲げられた施策を積極的に取り入れる等の先駆的な取組が行われたが、その後、同省では、「建設産業の再生と発展のための方策 2012」や「建設業の総合的な人材確保・育成対策」が作成されており、国の取組との整合性を図る議論が必要であったと考える。

建設産業は、地域の安全・安心を守る重要な役割を担っており、災害時に迅速な活動ができる体制を整備するためには、安定した経営状態、技術者の確保、事業継続計画(BCP)の作成、及び建設機械の確保等が必要である。

特に、技術者の確保については、品確法等のいわゆる「担い手3法」が改正され、担い手の中長期的な育成・確保が受発注者の責務として明確化されたことから、若年者の建設産業への入職促進及び育成支援は、早期に取り組むべき重要な課題と考える。

個々の企業の取組とともに、建設関連団体も、建設産業のPR等の積極的な取組が求められており、行政も企業や建設関連団体の取組を支援することが必要である。

約3年間に及ぶフォローアップは、行政及び企業の取組状況を把握でき、ビジョンに掲げられた施策の実現に向けて有効なものであった。実施できた点、できなかった点、評価される点、評価されない点等について審議できたことは有意義なものであった。行政及び企業は、各々の立場で、また相互に連携し、引き続き施策の実現に取り組むことが必要である。

このような状況の中で、ビジョン作成から約3年が経過し、材料費や労務費の上昇、入札 不調の増加等、建設産業を取り巻く環境も変化しており、新たな課題も生じていることから、 行政及び企業の取り組むべき方策を検討し、ビジョンの修正も行っていくべきではないかと 考える。